

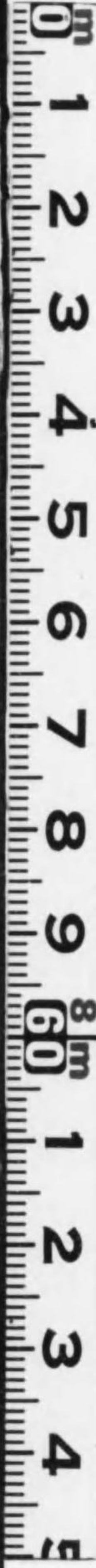
特240

858

刀銘鑿痕判讀の手引

(刀劍實證鑑定法)

刀友會本部



始



特240
858

無銘正信ト稱スル刀 豊前口字佐佳八幡宮神息造

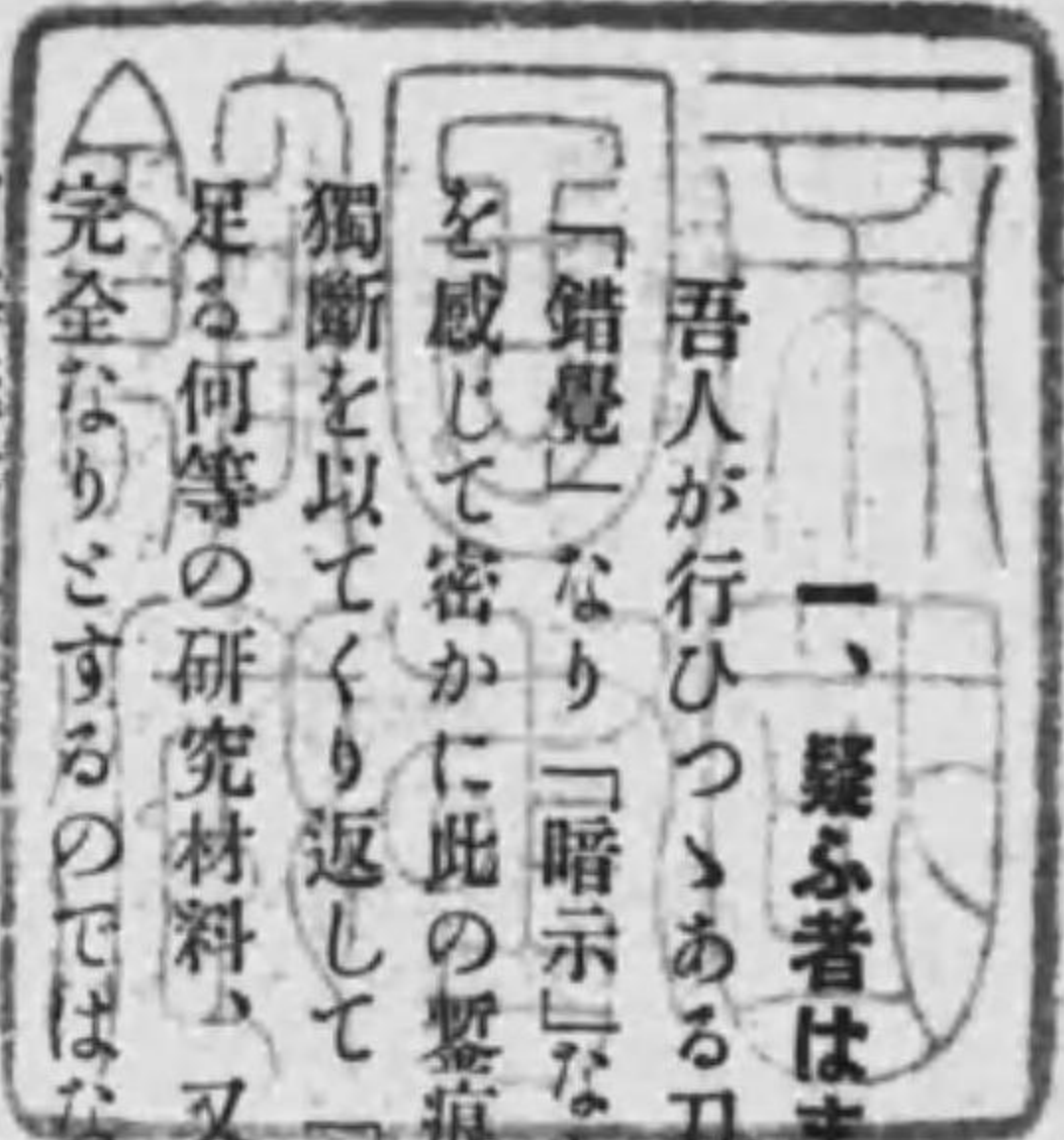


此刀一休文字也
光世所考之此刀ニル細字數至痕アリ

地ニ點喰ノ如ク 高ク且キモ數至痕也 中央ニ白ク即池ノ河ノリノ如ク見エルモ
見ユルニ數至痕也 左衛門三郎磨 磨至痕也 三池與大磨上之 光世磨

刀銘鑿痕判讀の手引

刀友會編



「疑ふ者はまづ自ら試みよ」

吾人が行ひつゝある刀銘鑿痕判讀の法を舊來の信仰に凝り固りたるものは、直ちに「錯覺」なり「暗示」なり、「メリメリズム」なりと云つてゐる、而も彼等は内心恐怖を感じて密かに此の鑿痕判讀を試みつゝあるものである。彼等は「片内推定」の想像、獨斷を以てくり返して「錯覺」なり「暗示」なりと稱してゐる外、吾人を反駁するに足る何等の研究材料、又は證據を提出しないのである、吾人は吾人の今日の法を以て完全なりとするのではない。吾人の説にして眞に誤るならば、明日にも之を改むるに何等躊躇しないものであるが、吾人の銘文判讀に對しては何等之を破るべき反證なき故に、益々この法を進めて諸君の注意を促さんとするものである。

一日或る鑑定會の席上で他流の人々ニ小論を闘した事がある、彼等に若し押形を信ずるか、押形にも甲乙丙丁各異なるものがあるではないかと問へば押形は信じないと云

ふ、然らば何を信ずるか云へば経験を信ずると云ふ、経験は押形又は刀剣書を見ないで得たものか云へばそれは見たと云ふ、それでは矢張押形を信じないのでないか云へば、それもさうだと云ふ、かやうな回答は無益であつて吾人の學究的態度は全く裏はかな信仰的感情論に過ぎない、我々は常にから云ふ信仰的感情論と戦ひつものである。吾人は既刊の押形の如き、決してそれをその人の銘字と信じないものではないがその作の眞の銘字、眞作の銘字なりとは信じないものである。光山押形にある有名な備前長船長重の刀の如き、吾人はその鑿痕に於て豊後國高田住實守の名を讀んでゐる如きその例で、長重はそれを磨上げたものである、かくの如きはその一例であつて、押形は決して原作者の名ではない。

若し鑿痕判讀が錯覺ならば、彼等が貝府散作の大刀に對し、盛景なり、國綱なり、眞宗なり國友なりと云ふやうな鑑定仕方も目の錯覺である、彼等は貝府散の作を備前なりと錯覺し、粟田口と錯覺し、相州物と各々錯覺してゐるのである、錯覺とは無きものがあるが如くに信ずる事である、彼等は或者は海府出來の刀に備前の姿ありと（無いものを見て）錯覺してゐるのである、或る者は山城の姿ありと（無いものを見て）錯覺してゐるのである、錯覺論を持ち出す前に彼等自らこの冠を頭上に戴かねばならぬのである

が、他人の事は見えても自分の事の見えぬが世の常なれば致し方なきも、もう少し虚心坦懐でありたきものである。

錯覺論者はまづ試みに鑿痕を見よと申上げたい。

二、世に無名の刀なし（草紙銘と清書銘）
今日では、刀劍銘文の如何なるものなるかを辯へてゐる我々には、最早刀劍の銘文なりその鑿痕なりを見てからでないこと、「刀劍の鑑定」と云ふ事は考へられぬ事となつた。

我々は今俄かに從來の鑑定法を否定するのではないが、刀劍にある此の銘文の判讀に依て得る所の知識は、傳説的鑑定法に頼り、その文書にある文字をのみ信じさせない、力強い夥多の材料があるのを如何ともなし難いのである。

百尺桿頭一步を進めて云へば、凡そ刀劍には、いかなる古刀にもせよ又人が今日見て駄刀なりとするものにもせよ、銘のない刀はないと云ふのが我々の實驗から得た主張である、若し銘のないものを云へば正倉御物にある未用品の無莊刀と弟子が習作にでも打つた刀であらうが、弟子打の刀にも全く銘がないとは云へない、今日銘がない様に見えるのは、磨滅したか、磨上の時に切落されたか、或は眞宗を正宗と見せ吉貞を大左と見せ、實守を安綱と見せ恒次を正恒と見せるために態々無銘

にいたものかであつて、無銘と認める刀もよく見れば、無数の鑿痕があり、その鑿痕は或は磨上銘であり、年號であり、住地であり乃至は原作者である事が常態なのである。今日まで此の發見が無かつたのは、刀劍その物についてこの實地の研究が無かつたからである、刃文や何かの傳説的研究にのみ踏襲し餘りに書籍にのみ頼りすぎたからである。

此の鑿痕は刀匠自身が本銘を入れる前に切つたものもある、此は小川博士が草紙銘と名づけたものである、草紙銘は正宗ならば正宗と云ふ字を刀身から忠まで、大小幾つとなく切りつけるのであつて、それが秘傳となり、更に焼刃の秘傳となつたのである、(下に詳し)この外に自分の名を正式に刻み入れたものを小川博士は清書銘と呼びなした。然しそれは清水孝教が次のやうに區別した。

原作者の名

清書銘 磨上者の入れた原作者の名及び磨上者の名

刀銘(又は鑿痕)

奉獻銘、佩用銘

草紙銘 祖先銘(奥州住舞草太郎延房の如きもの)

磨上銘(草紙銘として大小幾つか刻む)

原作者の草紙銘(保存銘)

故に粟田口藤四吉光作の時は此の名を大小幾つか忠の表裏に切り、更に藤四郎といふ文字を刃文にする、正信作の時は正信作といふ文字を大小幾つか刻んだ上に正信といふ字を刃文にするといふ風である。従て此の文字を見れば原作者が誰か、磨上者が誰か、一見直ちに明瞭になるのである、一本の刀でも無銘と見た良刀を、或人は安綱と見、國廣と見、國友と見、盛景と見、貞宗と見、上野大椽と見た例が最近あつたが、此の刀は阿波海府氏久の原作である事を清水孝教が認定し、更に刃文に於て松尾春藏が之を確定した事實がある。此の様に一本の刀でも、見る人の眼によつて、非常に違ふのは、畢竟するに傳統的の判定が一面には役に立たぬといふ證據である。

三、我々の現在見るものは多く磨上銘なり

表紙裏に出した正信と稱する無銘刀は豊前國宇佐住八幡宮神息銘のもので左の如き磨上銘が表にだけもある。

長圓磨上之、三池、典太、光世、光世磨上之、肥州住光世磨上之、西蓮磨上之、筑前國博多談議所國吉法師西蓮磨上之、左衛門三郎磨上之、山城達磨正宗磨上之、裏にも之と同様の銘及び年號がある、關の下には「左衛門三郎磨上之、建武二年八月十五日」とあり、裏の鎬地にも同様の文字があるこの外に尙澤山の磨上文字があるが彼是混雜するからこゝには説かないが、刀身の鎬地にかけては無數に南無阿彌陀佛

と切り、及方にはこれ又無數に八幡大菩薩、八幡大菩薩と切り、その間に神息と切つて地肌を作つてゐる事である。

此刀長さ一尺二寸鶴首造り、地色青く及白く、及文亂及少し逆心のある所もありて廣し、普通なれば三池の末ごでも行くべき刀であらう。刀が判讀の結果は、此の様な古刀である、之は清水氏が古道具から見當なしで買つた参考品の一本である。

我々が現在見てゐる在銘刀の多くは、殆ど磨上銘である、古刀は十中の十まで無痕なるはなく全部の磨上銘であること云つて好い位である。新刀中にも磨上銘のものは澤山にある。清水氏は河内守と忠にある長刀の中から長曾禰虎徹入道興里磨上の良刀を見つけ出してゐる、これには勿論長曾禰虎徹入道興里の銘があつたのであるから、河内守が此の銘を消さぬ以前に虎徹で通つたものであらう、これは試切りの雜刀であつたのだが、よく切れる刀であつた。

今日現存してゐる良刀の中、國寶などになつたものは十中の七八まで備前刀であり、金持の持つ名刀の多くも亦備前刀であるが、夫等の殆ど多くは自分の作でなくて磨上物であり、磨上銘である、備前長光が西蓮の作、國寶備前兼重が左衛門三郎（源佐）と切つたもの、某伯所持の來國行は千手院義弘、某氏の但馬法城寺國光が高田盛鎮作某伯所持の古備前正恒が油小路定利磨上天國作と銘あるもの、某氏所持の備前三郎國宗が

藤島作といつた様に現存してゐる銘の大半は此の磨上銘である。

最も磨上げた者が自分の磨上銘と共に前作者の銘を別に切つて入れて置く場合もあるから注意しなければならぬ。それは年代の調査によつて推定される事である。又の此磨上銘は大字で切られる許りでなく、小字でも切られ、忠の背にも切られる、多くは關からかけて切られてゐるが此の様な事は從來全く人に知られなかつた所である。

刀劍鑑定書とか掟とか云ふものは、かう云ふ磨上銘を基として出来たものであるから、相州貞宗の掟といふものは貞宗以前の作者の掟であるかも知れず、美濃の兼光の掟と云ふものも兼光以前の作者の掟かも知れない場合がある、風變りな作、即ち多く類例のない作などはたとへ銘がよくても此の磨上物であり、その銘は又多く磨上銘である。磨上銘であるものは始めは磨上之と打つたのが次第にその氣風が亂れて磨上之の文字を除き自分の銘のみ入れたのではないかと云ふ疑ひもある。然らずんば磨上之の文字を中間の誰か取り去つたものである。

故に偽銘とか追かけ銘とか後銘とか云ふものは、よく／＼の偽造物でない限りは、それを區別して云へない事になるのである。在銘物の多くが磨上物である以上、一面より見れば偽銘後追銘かけ銘なのである。

だからたとへ如何なる高銘物でも、又は新刀でも、一度は此の整痕判讀検査にかく

べきものである、私達は現代鍛冶の新作刀に於てすら此の古銘の鑿痕を明瞭に讀んでゐるのである。

詰る所は現存の刀劍は次第次第に年代の遞下されたものを人々は彼是と論じてゐる形なのである、五十年前のものは百年二百年前のものであり、百年前のものは二百年三百年前のものであり、三百年前のものは、四百年五百年前のものであり、四五百年前のものは六七百年前或はそれ以前のものである、従つて水心子、虎徹、真改の掟てはそれ以前の人の掟てであり、信國、包光、包平の掟てはそれ以前の人の掟てであり、國綱、吉光の掟てはそれ以前の掟てであるかも知れないのである、否さう信する幾何の理に由が外ある、即ち或る銘文の上に重ねて前作者の銘文を讀んで自分達は左様に信するるのである。

四、掟國柄は移動してゐる

鑿痕判讀の上に於て得たる結果によれば、掟國柄と云ふものは移動してゐる、今日までそれを確然と區別する程に達しないが、大低得たる結果より言へば、豊後高田、阿部海部の古刀の大出来なのは相州物に直されてゐる、直及の大人しきは備前物に直されてゐる、高田物などのうつこりした姿のものは大和山城に直されてゐると云ふ事である。豊後の行平が備前の法光、治光、勝光の短刀小振の作にする如きはその一

例である。又海部のあばれたる刃文のものは左などになり、西蓮などの大模様などは京の古刀にもなり相州にもなること云ふ如きは特異なる一例である。畢竟するに今日の掟なるものは磨上者の銘を以て作つてゐる掟であつて、原作者の掟ではない、故に相州傳を云ふ時は海部、高田を考へなければならぬ、備前の古刀も亦さうである。或は之等のものを移して來たのもか知れないが、吾人は相州物、備前物、山城の古刀に多く筑前筑後豊前豊後阿波海部の鍛冶の銘を讀むことが非常に多いのである。高田や海部は今日傳へる如き凡庸の鍛冶ではない、上作良作は皆大和山城、備前相州に取られたのである。

かう云ふ事は大膽で向ふ見ずで氣狂ひ染みてゐるであらうが、もし鑿痕判讀に馴れて來たならば吾人の言の決して偽はらざるを知るであらう。

五、鑿痕判讀の方法と注意

刀劍鑿痕判讀の方法と注意は左に例記する。

一、赤錆の出たものは鏽で削り落して見ればよく分る鏽の赤錆を落す様に胡麻油をつけ少し置き、鹿の角にてこすり柔かき巾によく錆を拭き取り、然る後に肉眼又は擴大鏡で見れば忠を傷つけない。

二、擴大鏡は人々の眼の力如何にも據るが、大凡五倍位に見ゆるもの圓の直徑二寸位

の物がよい從來鑑定家が多く用ゆる鐵の組織を垣覗きする様な小さなものはよくない。あんなものは何の役にも立ぬ。

三、忠を見るは午前十時頃の口を障子にうけて透し見るか、午後三時四時頃の日光をうけて見るのがよい、夜分は電燈の下斜めにして割合によく見えるものである。

四、日中見えなかつた鑿痕の磨滅部などは、夜分電燈の明るき光の下の方が光つて見え、よく分るものである。

五、鑿痕は黒痔のやうに太く黒く大きく見えるものもあり、細く小さく鑿跡の残るものもあり、白く光つて太く稍形をなして見えるものもあり、區然と溝をなして見ゆるものもあり、細字大字入り交つて見ゆるものであるから、一字を確然と捉へたならばそれをたどり、字の位置を考へ除々に次を讀んで行かねばならぬ。

六、一度讀んだ文字はその押形に記し止め、翌日に之を判讀し、判らぬのは強ひて判らせやうと務めず、他に移り、二三日して又讀み、四五日にして又讀めば次第に了解すべきものである。

七、その結果、昨日丁戒と見たものを、今日相州貞宗と改訂するかも知れず、兼光と讀んだものを則重と讀み直すかも知ぬが、前に讀み考へた文字に囚はれず正確に判讀し得るまで自由に讀み返して見るべきである。そして二度三度とそれを讀み

320
264

愈々確かなりと信じて亦他日出して見た時に違ふ事もある故、一刀と雖も忽諸に附してはならぬ、之は獨斷に陥る弊を防がん爲である。

八、忠の文字は又刀身にもあるものであるから忠に若し吉光とあるとすれば、刀身にも果して吉光とあるか何うか幾遍も確かむべきである。吉光の如きは單名に切るものでない云ふ事が今度の鑿痕判讀法で分つた、吉光は多く山城粟田口藤四郎吉光と切るものである、達磨正宗は山城達磨正宗である則重は越中掃負御服住則重である虎徹は長曾禰虎徹入道與里である、この四人は磨上銘が特に多い、又かういふ特異の銘。即ち從來の押形や刀劍書を當てにして探すとこれは虚だと云ふ事になる、

刀の銘文の方が本當で押形や刀劍書の方が嘘なのである。その點もよく注意して居なければならぬ。

九、鑿痕は目鏡に許り頼らなくとも好い場合がある、肉眼の方が字の綴りをよく讀み得る場合がある。要するに様々して讀むべきである。

十、肉眼でも擴大鏡でも見得ない文字を押形で發見する事がある。特に刀身の押形に於てさうである、刀身の押形は青錆の出た物か餘り磨のよく掛つてゐないもの、方がよい、鑿の痕は鐵の組織が違ふため、酸化してこの部分が或は高く或は低くなつてゐるからである。指で觸れても眼で見ても分らない、刀身面の高低は押形によつ

て極めて明瞭に現はれるものである、押形は刀身なり忠なりに薄い紙を當てその上を鐘墨で磨るがよい、鐘墨なければクレイオン四ビートの鉛筆などで取るがよいカーボン紙を白紙の上に當て上からこするもよいが、カーボン紙に傷がつくこの部では二度と取れないものである。

十一、若しよく研いてある刀身ならば、電燈の光の下で透して見れば紙魚の喰つた跡

のやうに、二本の筋をなし或は周線の上が白く輝いて見ゆるものである。

十二、從來及文の疵をさした、及シナへ、ツッキナへ、及ギレ、及カラミ、トビシミ

焼崩シ、ハサミタシ、月の輪、宗シナへ、百品シナへ、フクレ、カラス口、などの

多くは銘文の鑿痕が焼のため變つたものである。

十三、乃文は直乃の外は多く作人の銘文から出たものである。藤四郎吉光が耳形

の亂れを焼くと云ふのは藤四郎の字の右側が耳形に現はれるのである。信國が

長の五の圓を焼くのは信の字の右側から出るのである。氏久の逆亂れは氏久氏久と

切つて行くから逆心の亂れとなるのである。

十四、かういふ例は尙幾らもある、今までは篋で乃文を書いたやうに考へて居たが鑿痕判讀の結果乃文并に地まで或場合は全部文字であると云ふ事が判明されたのである。

十五、かやうの文字は乃の表裏に書かれるものである、郎の字なれば良は裏、Bの字は表に書かれるのである、表裏共乃文の揃ふのは同一の字を左右に割らずに書くものである此の外直乃の中に細字で切るものあり、鎬筋にかけて大きく切るものもあるからよく注意して讀みたい、以上の乃文に於ける銘文の切り方は尙研究中であるが、西では小川博士が之を發見し東では松尾如風が之を偶然に發見して諸人も共に之を認めてゐるようである。

十六、以上は銘文判讀のほんの手引に過ぎない、尙詳しい事は近く出版する清水孝教著「刀劍實證鑑定法」に記載するがこれまで餘り目に觸れない銘文を鑿痕の上で發見するかも知れないから注意しなければならぬ、未知の銘文に就ては清水著「刀劍鑿工辭典」を参考となさるがよい。

十七、鐔及び小道具類にも同様の、研究が行はれる、鐔には地の平にも文字がある。

十八、質問には御返事する。

昭和三年十二月廿五日印刷
昭和三年十一月廿八日發行

定價金二十五錢

不許
複製

編輯兼發行 東京府世田ヶ谷町太子堂四二八
松尾春藏

發行所

東京府世田ヶ谷町太子堂四二八

刀友會本部

電話世田ヶ谷七八番

終